

◆指導・認定等を要件とする融資制度

| 制度名等 | | 対象要件 | 左記についての問い合わせ先 (TEL) | 融資申込必要書類(*) | |
|------|--------------------------------------|---|---|--|-----------------------|
| A | 経営安定特別支援制度 (融資期間長期特例) | 経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受けること | 取扱金融機関 | - | |
| | | ISO14001の認証取得 K E S の認証取得 エコ京都21(地球温暖化防止部門)の認定(チャレンジ登録除く) | 各審査登録機関 K E S 環境機構 (075-321-4767) | 認証取得証、認定書 又は確認書(写) | |
| B | 京都 E C O レート (金利優遇特例) | 府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者等で、環境配慮企業として知事の確認を受けること | 府地球温暖化対策課 (075-414-4708) | | 認証取得証、認定書 又は確認書(写) |
| | | 府中小企業省エネ見える化診断、京都市中小事業者省エネ総合サポート等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること S-MFCAの取組に係る確認書取得 | 府地球温暖化対策課 (075-414-4708) 京都市地球温暖化対策室(075-222-4555) K E S 環境機構 (075-321-4767) | | |
| C | いきいき割引 (保証料優遇特例) | 商工会・商工会議所による事前指導及び事後指導(3年間) | 商工会・商工会議所 | 指導証明書等 | |
| D | 創業・ 経営承継 支援融資 | 創業支援型 | 商工会・商工会議所の経営指導 府・京都市指定セミナー修了 府・京都市指定インキュベーション施設等入居 | 指導証明書 修了証書 入居が分かるもの | |
| | | 経営承継型 | 経済産業大臣の認定 | 近畿経済産業局中小企業課 (06-6966-6023) ※商工会・商工会議所等も支援 | 認定書(写)等 |
| E | 雇用促進 支援融資 | 雇用一般① | 常用労働者(労働基準法第107条の労働者名簿記載の者)を雇用 | ※府経営支援課にお問い合わせください | 雇用計画書 |
| | | 雇用特別① | 京都ジョブパークを利用して常用労働者を雇用 | 京都ジョブパーク (075-682-8913) | 雇用計画書 |
| | | 雇用特別② | 京都未来を担う人づくりサポートセンター又は京都府高校生緊急就職支援センターの就業支援者を雇用 | 京都未来を担う人づくりサポートセンター(075-644-5995) 京都府高校生緊急就職支援センター(075-682-8913) | 左記センターの 就業支援証明書等 |
| F | 設備投資 | 設備一般 (電気自動車等整備) | 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の購入、充電設備の整備を行うこと | 府環境政策課 (075-414-4703) | 左記窓口に確認 してください。 |
| | | 経営革新等 | 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認 中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定 | 府ものづくり振興課 (075-414-4851) 府産業労働総務課 (075-414-4820) 近畿経済産業局創業・経営支援課 (06-6966-6014) | 承認書(写)等 |
| | 成長促進 未来には はばたく 中小企業 成長支援 | 応援条例認定 「知恵の経営」推進 | 京都府中小企業応援条例の認定 「知恵の経営」認証制度の認証 | 府ものづくり振興課 (075-414-4851) | |
| | | 地域づくり ファンド助成 | きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金の交付決定 | 府産業労働総務課 (075-414-4820) | |
| | | 農商工連携 ファンド助成 | きょうと農商工連携応援ファンド支援事業助成金の交付決定 | 府ものづくり振興課 (075-414-4851) | |
| | | 活路開拓 支援 | 活路開拓サポート人材確保事業の採択又は中小企業販路開拓展開等支援事業補助金の交付決定 | 府ものづくり振興課 (075-414-4851) | |
| | | 共同研究 補助 | 京都企業戦略的共同研究推進事業補助金又は中小企業技術開発促進事業補助金(企業連携型)の交付決定 | 府ものづくり振興課 (075-414-4849) | |
| | | 成長支援 投資補助 | 中小・中堅企業成長支援投資事業補助金又は京都企業設備投資支援事業補助金の交付決定 | 府ものづくり振興課 (075-414-4851) | |
| | コンテスト 認定 | 知恵ビジネスプランコンテストの認定 | 京都商工会議所知恵ビジネス推進室 (075-212-6470) | | |

(※) このほかに通常の審査書類等が必要ですので、取扱金融機関に御相談ください。

京都信用保証協会について

「京都信用保証協会」は、中小企業者・組合が金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって資金の借入れを容易にすることを目的として、「信用保証協会法」に基づいて設立されている公的機関です。

1 京都府中小企業融資制度の保証料率(年率)

| 融資制度名 | 保証料率 | 融資制度名 | 保証料率 |
|-----------------|-------------|---------------|-------------|
| 一般振興融資 | 0.45%~1.85% | 経済変動・雇用対策融資 | 0.45%~1.85% |
| 小規模企業 おうえん融資 | 0.5%~1.8% | 創業・経営承継支援融資 | 0.45%~1.65% |
| ステップアップ枠 | 0.45%~1.65% | 雇用促進支援融資 | 0.45%~1.9% |
| 経営支援緊急融資 | 0.45%~1.7% | 経営発展支援融資 | 0.45%~1.85% |
| あんしん借換融資 | 0.75%、0.9% | 和装産業取引改善等特別融資 | 0.45%~1.9% |

※1 保証料率は、中小企業者・組合の経営状況(CRDモデルの指標)に応じて、9段階に分かれます。
 ※2 いきいき割引と併せて一般振興融資、小規模企業おうえん融資、経営支援緊急融資及びあんしん借換融資を利用する場合は、保証料率を優遇します。
 その他にも中小企業会計を導入している法人や有担保扱いによる割引があります。

2 京都信用保証協会への問い合わせ先

| | | | | | |
|------|-------------|----------------|------|-----------|----------------|
| 本所 | 右京区西院東中水町17 | (075) 314-7221 | 中丹支所 | 福知山市石原 | (0773) 27-6156 |
| 宇治支所 | 宇治市大久保町上の山 | (0774) 43-8822 | 丹後支所 | 京丹後市大宮町周枳 | (0772) 68-0601 |
| 南丹支所 | 亀岡市千代川町千原 | (0771) 22-1041 | | | |

このしおりに関するお問い合わせ先

京都府商工労働観光部経営支援課金融担当
(075) 414-4822

国内最大の文化祭典
国民文化祭・京都2011
 平成23年10月29日(土)~11月6日(日)
 京都府内全市町村で約70のフェスティバルを開催
 PR隊長 せつまる
 詳しくはWebで 京都2011 検索

平成23年度
中小企業金融のしおり



トピックス

依然として厳しい経済情勢を踏まえ、セーフティネット保証対象者向けの「あんしん借換融資」を拡充(融資期間10年以内、金利1.8%)したほか、売上減少者向けの「経営支援緊急融資」を創設(融資期間10年以内、金利2.1%)しましたので、御活用ください。

融資の申込資格について

原則として以下の全ての要件を満たすことが必要です。(その他、融資制度毎に定められている要件を満たすことが必要です。)

- 1 府内に営業所又は事業所を有する中小企業者(個人・会社等)・組合であること。
(中小企業者は、下表に定めるとおり、資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していること。)

| 区分 | 資本金 | 従業員数 |
|---------------|-----------|--------|
| 製造業、建設業、運輸業等 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| 医業を主たる事業とする法人 | - | 300人以下 |

ただし、「ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)」は資本金3億円以下又は従業員数900人以下、「ソフトウェア業」及び「情報処理サービス業」は資本金3億円以下又は従業員数300人以下、「旅館業」は資本金5,000万円以下又は従業員数200人以下

- 2 創業・経営承継支援融資を除き、融資申込日現在において、府内で①6ヶ月又は②1年以上の事業実績があること。
(許認可等の業種は、許認可等取得した後6ヶ月又は1年以上を経過していること。)
- ①一般振興融資、小規模企業おうえん融資(限度額500万円以内)、あんしん借換融資(無担保無保証人除く。)
- ②小規模企業おうえん融資、経営支援緊急融資、あんしん借換融資(無担保無保証人)、経済変動・雇用対策融資、雇用促進支援融資、経営発展支援融資、和装産業取引改善等特別融資
- 3 京都信用保証協会の保証対象業種であること。(例えば、金融業、農林漁業の一部、純享乐的風俗営業などは対象外)
- 4 府税の滞納がないこと。 5 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- 6 不渡り後、6ヶ月以上経過していること。 7 保証協会の求償債務がないこと及びその連帯保証人でないこと。
- 8 保証協会の保証付き借入金の返済が延滞していないこと及びその連帯保証人でないこと。

◆ 融資の受付は、各取扱金融機関へ(見開きの一覧表に記載)

御相談は、次の機関、各商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会でも応じています。
 ・京都府産業支援センター 京都市下京区中堂寺南町134(七本松通五条下ル) (075) 315-8660
 ・京都府山城広域振興局商工労働観光室 宇治市宇治若森7-6 (0774) 21-2103
 ・京都府南丹広域振興局商工労働観光室 亀岡市荒塚町1丁目4-1 (0771) 23-4438
 ・京都府中丹広域振興局商工労働観光室 舞鶴市宇浜2020 (0773) 62-2506
 ・京都府丹後広域振興局商工労働観光室 京丹後市峰山町丹波855 (0772) 62-4304
 ・財団法人京都産業21北部支援センター 京丹後市峰山町荒山225 (0772) 69-3675

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

京都府中小企業融資制度一覧

※融資利率については変更されることがあります。

(平成23年4月1日時点)

| 区分 | 制度名 | 融資対象者 | 資金使途・融資期間 | 融資限度額 | 融資利率 | 返済方法 | 保証人・担保 | 取扱金融機関 (相談・受付窓口) | |
|--------|--|--|--|--|--|---|--|--|--|
| 一般資金 | 一般振興融資 | 中小企業者(個人・会社等。以下同じ)・組合 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (保証協会の保証付き既往借入金(あんしん借換融資、金融安定化分等を除く)の借換可) | 10年以内 | 有担保2億円、無担保8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内) | 年2.9%以内 年2.7%以内 (取扱金融機関が定める固定金利) | 均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。) | 保証料率 年0.1又は0.2%(注1) 引下げ |
| | 小規模企業 おうえん融資 | 小規模企業者(※1)・小規模組合(※2) (以下「小規模企業者等」) (※1) 従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業者 (※2) 事業協同小組合などの組合 | 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 | 10年以内 | ベース枠 1,250万円 (保証協会の全ての保証付き融資残高を含み1,250万円) ステップアップ枠 1,250万円 (一般枠の無担保保証8,000万円の範囲内) | 事業実績6ヶ月以上1年未満の方は合計500万円 年1.7% 年2.1% 年1.9% | 均等月賦返済 (必要に応じ据置6ヶ月以内) | 保証協会の保証が必要(無担保無保証人(原則法人代表者の連帯保証も不要)) 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)の連帯保証のみ必要) | 保証料率 年0.2又は0.3%(注1) 引下げ 保証料率 年0.1又は0.2%(注1) 引下げ |
| 緊急対策資金 | 経営支援緊急融資 (H24.3末まで) | 最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期に比べ5%以上減少等しており、経営安定支援協議会の指導を受ける中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 | | 有担保2億円、無担保8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内) | 年2.1% | 均等月賦返済 (必要に応じ据置2年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。) | 保証料率 年0.1又は0.2%(注1) 引下げ |
| | あんしん借換融資 | セーフティネット保証の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受け、経営安定支援協議会の指導を受ける中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 (保証協会の保証付き既往借入金(金融安定化分等を除く)の借換可) | | <別枠>有担保2億円、無担保8,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(別枠)の範囲内) 無担保無保証人枠 1,250万円 (小規模企業者等に限る) | 年1.8% | 均等月賦返済 (必要に応じ据置2年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。) (無担保無保証人枠利用の場合)保証協会の保証が必要(無担保無保証人(原則法人代表者の連帯保証も不要)) | 保証料率 年0.1又は0.2%(注1) 引下げ |
| | 経済変動・雇用 対策融資 (H24.3末まで) | 中小企業者・組合 | 運転資金 1年以内 | | 無担保3,000万円 (ただし、保証協会の保証利用可能額(一般枠)の範囲内) | 年1.9% | 一括返済又は均等月賦返済 (必要に応じ据置2ヶ月以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要) | |
| 政策資金 | 創業・経営承継 支援融資 D | 創業一般型 | 府内で新たに事業開始する者、分社化する会社 (事業開始等の後5年未満のもの含む) | | 創業等関連特別保証 1,500万円 (ただし、事業開始・分社化から6ヶ月以内の場合は自己資金の範囲内) | 年1.9% | 均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。) | 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 商工組合中央金庫 |
| | | 創業支援型 | 府内で新たに事業開始する者、事業転換・多角化等を行う中小企業者・組合 (事業開始等の後5年未満のもの含む) ①府・京都市指定セミナー修了者 ②商工会・商工会議所等の経営指導完了者 ③府・京都市指定インキュベート施設等入居者 | 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ※①②で事業開始等しようとする方については、修了・完了後3年以内に事業開始等することが必要 | 創業関連特別保証 1,000万円 事業転換・多角化等 1,500万円 | | | | |
| | | 経営承継型 | 経営承継に伴い国の認定を受け事業用資産等の取得等を行うおとす会社・個人 | 運転資金 10年以内 設備資金 | 経営承継関連特別保証<別枠> 有担保2億円、無担保8,000万円 | | | | |
| 策 | 雇用促進 支援融資 E | 雇用一般 | ①新たに常用労働者を3名以上雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ②労働力確保のための労働環境の整備、福利厚生施設の整備、職員研修・職員募集を行うおとす中小企業者・組合 | | 有担保2億円、無担保8,000万円 | 年1.9% | 均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内) | 原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)、必要に応じ担保を要する。 | なお、相談については、各府広域振興局、府産業支援センター、財団法人京都産業21北部支援センター、各商工会・商工会議所・地産地消推進センター、京都信用保証協会でも応じています。 |
| | | 雇用特別 | ①京都ジョブパークを利用して新たに常用労働者を2名以上雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ②京都未来を担う人づくりサポートセンター等(注2)による就業支援を受けた者を新たに常用労働者として雇用しようとする(※)中小企業者・組合 ③障害者を常用労働者として雇用している・雇用が確定している中小企業者・組合 ④障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備を行うおとす中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 (雇用一般②・雇用特別④は、その目的に沿う資金) ※府内総雇用者数全体で常用労働者が本規定で定める数以上増加しないものを除く。 H24.3末までは、いずれも1名以上で可 | | 年1.7% | | | |
| 資金 | 設備 投資 展 支 援 融 資 G | 設備一般 | 工場、店舗、作業場、事務所、機械設備等の整備をしようとする中小企業者・組合 | 設備資金 10年以内 (設備資金の30%以内)の運転資金の利用可 | 中小企業者 8,000万円 組合 1億6,000万円 まちなか商店街再生特別融資枠(注3) | 年2.4% (小規模企業者等 年1.9%) 年2.2% (小規模企業者等 年1.8%) 電気自動車等整備 年2.2% (小規模企業者等 年1.8%) | 均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内) | 保証協会の保証が必要(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要、必要に応じ担保を要する。) | 京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西アーバン銀行 福邦銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫 近畿産業信用組合 京滋信用組合 商工組合中央金庫 |
| | | 災害復旧 | 火災、風水害などの災害復旧のための資金を必要とする中小企業者・組合 | 運転資金 10年以内 設備資金 | 中小企業者 8,000万円 組合 1億6,000万円 | 年2.2% (小規模企業者等 年1.9%) | | | |
| | 成長促進 (未来にはばたく中小企業成長支援) | 次の承認等に係る事業を実施しようとする中小企業者・組合等 ◆経営革新等：中小企業新事業活動促進法による承認等 ◆応援条例認定：京都府中小企業応援条例による認定 ◆「知恵の経営」推進：「知恵の経営」認証制度による認証 ◆地域づくりファンド助成：きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金の交付決定 (他にも適用要件あり。詳細については裏面に記載。) | 運転資金 10年以内 設備資金 (原則として融資対象者要件となっている承認等の対象事業に係る資金) ※保証協会の保証対象外となる場合あり | 5億6,000万円 (保証協会の保証利用可能額は、経営革新等が別枠の範囲内、経営革新等以外が一般枠の範囲内) ※保証協会の保証対象外となる場合あり | 年1.9%以内 (応援条例認定及び「知恵の経営」推進のうち、環境ビジネス関連は年1.7%以内) | 原則として連帯保証人1名以上、又は保証協会の保証(原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)、必要に応じ担保を要する。 | | | |
| | 和装産業取引改善 等特別融資 | 和装関連卸売業者及び和装関連製造業者 | 運転資金 7年以内 | 2億円 | 年1.7% | 均等月賦返済 (必要に応じ据置1年以内) | 原則として連帯保証人1名以上及び担保を要する。 必要に応じ保証協会の保証を要する。 | | |

(注1) 保証料率の引下げが最大となるのは保証協会の中小企業会計割引を併用した場合です。(注2) 対象は、京都未来を担う人づくりサポートセンター及び京都府高校生緊急就職支援センター。
(注3) 「まちなか商店街再生特別融資枠」は、中心市街地エリアのうち一定の要件を満たす地域における施設整備等に対する低利資金です。対象地域等に関するお問い合わせは、京都府商工労働観光部貿易・商業課、各広域振興局又は各商工会・商工会議所へ。